

2022 年 1 月 28 日
東京電力ホールディングス(株)
電源開発(株)

報告すべき安全実績指標の値がない施設における安全実績指標報告の手続きについて

原子力事業者等は、安全実績指標を、原子力規制検査等に関する規則第 5 条に基づき四半期ごとに原子力規制委員会に報告している。

東京電力ホールディングス(株)東通建設所および電源開発(株)大間建設所（以下、「両建設所」という。）は、まだ核燃料が敷地内に存在せず、安全実績指標値を得られる状況にないことから、これまで「該当なし」として四半期ごとに書面にて報告している。

令和 3 年 7 月 14 日の原子力規制委員会にてガイド類の改正が付議され、原子力規制検査等実施要領（以下、「内規」という。）において、「全ての安全実績指標に係る安全活動の実績がなく、報告すべき安全実績指標の値がない施設については、運用上、規則第 5 条の規定に基づく報告を積極的に求める必要はない」ことが記載された。

内規の改正を踏まえ、両建設所においては、安全実績指標の報告を一時休止することとしたいが、原子力規制庁殿の判断と指示を頂きたい。

なお、安全実績指標の報告を一時休止する場合でも、建設工事の状況が大きく変わる時期となる「核燃料物質を発電所に搬入する前まで」に変更認可を得る保安規定（核物質防護に係る指標については核物質防護規定）の認可日以降の四半期から、報告すべき指標の有無に係わらず報告を再開する。

以上